

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(4)

目次

議会規則		
○富山県議会事務局組織規則の一部改正		1
議会告示		
○富山県政務活動費の交付に関する規程の一部改正		2
議会訓令		
○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令		3
議会公告		
○富山県政務活動費の交付に関する収支報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正		4

規 則

富山県議会事務局組織規則（平成11年富山県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

富山県議会規則第2号

富山県議会事務局組織規則の一部改正について

富山県議会事務局組織規則（平成11年富山県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表係長の項中「指揮監督する」の次に「（特命事項を担当する係長にあっては、特命事項をつかさどる。）」を加え、同表理事、参事、主幹、副主席及び主査の項中「、副主席及び主査」を「及び副主席」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

富山県議会告示第4号

富山県政務活動費の交付に関する規程の一部改正について

富山県政務活動費の交付に関する規程（平成13年富山県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

第8条第5項中「閲覧申込書」を「閲覧票」に改める。

様式第8号中「閲覧申込書」を「閲覧票」に改め、

「富山県議会議長 殿

氏 名 〔法人その他の団体に あつては、その名称 及び代表者の氏名〕	
住 所 〔法人その他の団体に あつては、主たる事 務所の所在地〕	

収支報告書を閲覧したいので、富山県政務活動費の交付に関する規程第8条第5項の規定により申し込めます。」

を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和6年3月29日

富山県議会議長 山 本 徹

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「あつては受領した文書」の次に「（以下この条において単に「受領等文書」という。）」を、「收受登録」の次に「（第27条第2項及び第3項に規定する番号（次項及び第3項において「番号」という。）の設定を含む。次項において同じ。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項の收受登録において、文書管理システムの利用が困難な場合は、受領等文書の余白に、一般文書にあつては收受印（様式第2号の1。次項及び第4項において同じ。）（請願書及び陳情書にあつては受理印（様式第2号の2。次項及び第4項において同じ。））を押し、番号を記入しなければならない。この場合において、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、当該受領等文書について文書管理システムにより收受登録を行うものとする。
- 3 前2項の場合において、課の文書責任者は、受領等文書で施行を要しないものについては、番号の設定又は記入を省略することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、課の文書責任者は、受領等文書で次に掲げるものについては、当該文書の余白に收受印を押し方法により收受することができる。
 - (1) 照会等に対する回答等に係る文書
 - (2) 請願書及び陳情書
 - (3) 課に到達した請求書、業務完了届その他これらに類する文書
 - (4) 刊行物等の送付文書その他軽易な文書

